

14 人材開発支援助成金

(3) 建設労働者認定訓練コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第63条第1項第8号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第124条及び第125条に基づく人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）（以下「助成金」という。）の支給については、第1共通要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0303c 支給額
0101 趣旨	
0102 建設労働者認定訓練コースの種類	0300d 支給要件・支給額（建設労働者認定訓練コース（賃金向上助成・資格等手当助成））
0200 定義	0301d 支給対象者
0201 建設労働者	0302d 支給要件
0202 建設事業主	0303d 支給額
0203 中小建設事業主	
0204 建設事業主団体	0400 支給申請書の提出
0205 中小建設事業主団体	0401 支給申請書の提出
0206 所定労働時間	0402 支給申請書の受理及び審査
0207 通常の賃金	
0208 認定訓練	0500 支給要件の確認
0209 毎月決まって支払われる賃金	0501 支給要件の確認（共通）
0210 資格等手当	0502 支給要件の確認（建設労働者認定訓練コース（経費助成））
0300 支給要件・支給額	0503 支給要件の確認（建設労働者認定訓練コース（賃金助成））
0300a 支給要件・支給額（共通）	0504 支給要件の確認（賃金向上助成・資格等手当助成）
0301a 支給対象事業主等	
0302a 支給対象とならない者	
0300b 支給要件・支給額（建設労働者認定訓練コース（経費助成））	0600 支給決定
0301b 支給対象者	0601 支給決定
0302b 助成対象となる訓練課程及び訓練科	0700 雑則
0303b 支給額	0701 財源区分
0304b 消費税相当額の取扱い	
0300c 支給要件・支給額（建設労働者認定訓練コース（賃金助成））	0800 附則
0301c 支給対象者	0801 施行期日
0302c 助成対象となる訓練課程及び訓練科	0802 経過措置

0100 趣旨

0101 趣旨

本助成金は、建設業における労働者の育成及び技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上に資するため、中小建設事業主及び中小建設事業主の団体に対して、必要な助成を行うものである。

0102 建設労働者認定訓練コースの種類

コースの種類は次のとおりとする。

- イ 建設労働者認定訓練コース（経費助成）
- ロ 建設労働者認定訓練コース（賃金助成）
- ハ 建設労働者認定訓練コース（賃金向上助成・資格等手当助成）

0200 定義

0201 建設労働者

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する建設事業に従事する労働者をいう。

また、建設事業の範囲は、日本標準産業分類（総務省平成 25 年 10 月改訂）及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項の定めるところにより、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

0202 建設事業主

建設労働者を雇用して建設事業を行う者であって、雇用保険に加入している次のイ又はロに該当するものであって、法第 5 条第 1 項に定める雇用管理責任者を選任しているものをいう。

イ 「建設の事業」としての雇用保険料率の適用がされている建設事業主（以下「A の建設事業主」という。）

ロ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事から建設業の許可を受けて建設業を営む者のうち、「一般の事業」又は「農林水産清酒製造の事業」としての雇用保険料率が適用されている建設事業主（以下「B の建設事業主」という。）

0203 中小建設事業主

上記 0202 に該当する建設事業主のうち、第 1 共通要領 0202 に規定する中小企業事業主であるものをいう。

0204 建設事業主団体

次のいずれにも該当する建設事業主（0204 においては雇用保険に加入していない事業主も含む）の団体（法人でない団体（代表者の定めがないなど実質的に団体性を欠くものを除く。）も含む。）又はその連合団体であるものをいう。

また、法第 2 条第 6 項に規定する「事業主団体」とは範囲が異なる点に留意すること。

イ 構成員（団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員をいう。以下同じ。）のうちに占める建設事業主の割合が 50% 以上のものであること。

ロ 構成員である建設事業主のうちに占める雇用保険の保険関係が成立している事業に係る建設事業主の割合が 50% 以上のものであること。

ハ 財務及び活動の状況等からみて、事業を的確に遂行できると認められるもの

であり、以下のいずれにも該当すること。

- (イ) 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有すること
- (ロ) 代表者が置かれているほか、事務を行うのに必要な体制が整備されていること
- (ハ) 会計経理の独立性が担保されていること

0205 中小建設事業主団体

上記 0204 に該当する建設事業主団体のうち、その構成員である建設事業主に占める中小事業主の割合が3分の2以上であるもの。

0206 所定労働時間

労働契約、就業規則、労働協約において定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を除いた時間をいう。

0207 通常の賃金

当該労働者の時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たりの賃金の額に当該労働者の1日平均所定労働時間数を乗じて得た額をいう。

なお、当該賃金の額が定められていない場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条の定めるところにより、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金及び1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除き、次により算定した額に1日平均所定労働時間数を乗じて得た額をいう。

イ 時間によって定められた賃金 その金額

ロ 日によって定められた賃金 その金額を1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合は、1週間における1日平均所定労働時間数）で除して得た金額

ハ 週によって定められた賃金 その金額を1週の所定労働時間数（週によって所定労働時間数が異なる場合は、4週間における1週平均所定労働時間数）で除して得た金額

ニ 月によって定められた賃金（休日手当その他イからハまで及びホからトまでに掲げる賃金以外の賃金を含む。） その金額を1ヶ月の所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合は、1年間における1ヶ月平均所定労働時間数）で除して得た金額

ホ 時間、日、月、週以外の一定の期間によって定められた賃金 イからニまでに準じて算定した金額

ヘ 出来高払制等によって定められた賃金 賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間）において出来高払制等によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除して得た金額

ト イからヘまでの賃金の2以上からなる賃金 その部分についてイからヘまでによってそれぞれの算定した金額の合計額

0208 認定訓練

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第24条第1項の認定に係る職業訓練又は同法第27条の2第2項において準用する同法第24条第1項の認定に係る指導員訓練をいう。

0209 毎月決まって支払われる賃金

基本給及び諸手当をいう（労働協約、就業規則又は労働契約等において明示されているものに限る。）。諸手当に含むか否かについては以下による。

(イ) 諸手当に含むもの

労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。

(ロ) 諸手当に含まないもの

a 月ごとに支払われるか否かが変動するような諸手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精皆勤手当、報奨金等）

b 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）

(ハ) 上記（イ）、（ロ）以外の手当については、手当での名称に関わらず実態により判断するものとする。ただし、上記（イ）に挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記（ロ）に挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めることとする。

a 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律支給する家族手当

b 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に支給する通勤手当

c 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当

0210 資格等手当

職務に関連した資格、知識または技能を有している者に対して毎月決まって支払われる手当をいう。

0300 支給要件・支給額

0300a 支給要件・支給額（共通）

0301a 支給対象事業主等

次に定める中小建設事業主等であって、コースの種類ごとに定める要件に該当するものに対して、支給する。また、中小建設事業主について、助成金の支給は、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。

なお、0302a の一人親方及び同居の親族のみを使用して建設事業を行っている者は、支給対象としない。

イ 中小建設事業主

ロ 中小建設事業主団体

ハ 能開法第 31 条に規定する職業訓練法人

ニ 次に掲げる者も 0205 の要件を満たせば、助成金の支給対象となり得る。

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合及び同 3 号に規定する協同組合連合会

(ロ) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律 185 号）第 3 条第 1 項に規定する商工組合及び商工組合連合会

(ハ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、建設事業主等が会員となり設立され、又は建設業界からの出えん金等による基本財産により設立され、建設業界の振興を図るための各種事業を実施するもの。

(二) その他事業を的確に遂行できると認められる団体

0302a 支給対象とならない者

次のいずれかに該当するものは本助成金の支給対象とはならない。

イ 一人親方

建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行ういわゆる一人親方は、法第2条第5項に規定する事業主に該当しないので、本助成金の支給の対象とはならないこと。

ロ 同居の親族のみを使用して建設事業を行っている者

労働基準法において、事業主と生計を一にする同居の親族（世帯を同じくして常時生活を共にしている民法（明治29年法律第89号）第725条にいう六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいう。以下同じ。）は、形式上労働者として就労し賃金を受けていても、実質的には事業主と利益を一にしており、事業主と同一の地位にあるものと認められることから、原則として労働者として扱わないこととしている。したがって、同居の親族のみを使用して建設事業を行っている者は、法第2条第5項に規定する事業主には該当しないので、本助成金の支給の対象とはならないこと。

0300b 支給要件・支給額（建設労働者認定訓練コース（経費助成））

0301b 支給対象者

次のいずれの要件にも該当する中小建設事業主又は中小建設事業主団体（ただし、認定訓練を行う職業訓練法人については構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の比率の要件を問わない。）に対して支給する。

イ 認定訓練を実施するものであること。

ロ 当該認定訓練の運営に要する費用について雇保則第121条の広域団体認定訓練助成金（以下「広域団体認定訓練助成金」という。）の支給又は同条の認定訓練助成事業費補助金（以下「認定訓練助成事業費補助金」という。）の交付を受けて都道府県が行う助成を受けるものであること。

0302b 助成対象となる訓練課程及び訓練科

認定訓練のうち、別表3「認定訓練における建設関連の訓練の種類等一覧」に掲げる訓練課程及び訓練科について認定訓練を行う場合に助成の対象とする。

0303b 支給額

広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額（以下「都道府県補助事業対象経費」という。）の6分の1に相当する額とする。

ここで算定対象とする者は、広域団体認定訓練助成金又は認定訓練助成事業費補助金の交付対象となっている者であること。

0304b 消費税相当額の取扱い

消費税相当額についても支給対象経費に含めるものとする。

0300c 支給要件・支給額（建設労働者認定訓練コース（賃金助成））

0301c 支給対象者

次の要件に該当する中小建設事業主に対して支給する。

- イ 雇保則第 125 条第 2 項の人材開発支援助成金（人材育成支援コース）（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を赴かせる場合に係るものに限る。）の支給決定を受けたものであること。

0302c 助成の対象となる訓練課程及び訓練科

認定訓練のうち、別表 3「認定訓練における建設関連の訓練の種類等一覧」に掲げる訓練課程及び訓練科について認定訓練が行われた場合に助成対象とする。

0303c 支給額

イ 支給上限額

一の事業所に対する一の年度（支給申請年月日を基準とし、同年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）の本助成及び 0300d の建設労働者認定訓練コース（賃金向上助成・資格等手当助成）に係る支給額の合計が、1,000 万円を超えるときは 1,000 万円を限度とする。

ロ 支給額

本助成金の支給額は、算定対象の建設労働者 1 人につき、日額 3,800 円に、0302c に該当する認定訓練を受けた日数（認定訓練を実施した日数のうち、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の支給の対象となった日数に限る。）を乗じて得た額とする。

ハ 算定対象とする建設労働者

算定対象とする建設労働者は、中小建設事業主が雇用している雇用保険の被保険者である建設労働者であって、当該中小建設事業主が認定訓練を受けさせた者とする。

0300d 支給要件・支給額（建設労働者認定訓練コース（賃金向上助成・資格等手当助成））

0301d 支給対象者

本助成金は、次のイ及びロのいずれにも該当する中小建設事業主を支給対象とする。

イ 中小建設事業主 0300c の建設労働者認定訓練コース（賃金助成）の支給決定を受けていること。

ロ 0302d に規定する支給要件を満たしていること。

0302d 支給要件

以下のイおよびロのいずれにも該当する建設事業主であること。

イ 訓練開始日の前日から起算して 6 か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、支給対象となる事業を実施した事業所において、雇用する雇保法第 4 条に規定する雇用保険被保険者（雇保法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第 43 条第 1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。）を解雇等事業主都合により離職させていない建設事業主であること。

なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用する雇保法第 4 条に規定する雇用保険被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものである。

ロ 次の(イ)または(ロ)のいずれかの要件を満たす賃金の引き上げを行った建設事業主であること。

(イ) 賃金要件

算定対象とする全ての建設労働者の毎月決まって支払われる賃金（以下、0302d ロ(イ)内においては賃金という。）について、訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させ、支払われていること。

なお、賃金が5%以上増加していることについては、算定対象とする建設労働者ごとに、賃金改定後3か月間の賃金総額と改定前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対算対象とする建設労働者の賃金が5%以上増加していることにより判断するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、賃金を増額させているものとして認められない。

- ・賃金の増額後、合理的な理由なく賃金の額を引き下げの場合
- ・合理的な理由なく、賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げる場合

また、算定対象とする建設労働者の賃金が時給や日給、出来高払い等でその月ごとに賃金の変動する場合であって、算定対象とする建設労働者の都合等により労働日数が著しく少なくなった場合等、比較を行うことが適切でない場合には、「労働日に通常支払われる賃金の額」に「所定労働日数」を乗じ、毎月決まって支払われる賃金を算出し、比較することができる。

(ロ) 資格等手当要件

資格等手当の支払について就業規則、労働協約又は労働契約等に規定をした上で、訓練修了後の翌日から起算して1年以内に全ての算定対象となる建設労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を3%以上増加させていること。

なお、資格等手当の支払いにより賃金が3%以上増加していることについては、算定対象となる建設労働者ごとに資格等手当の支払い後3か月間と資格等手当の支払い前3か月間の賃金総額を比較して、全ての算定対象となる建設労働者の賃金が3%以上増加していることにより判断するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、資格等手当を支払っているものとして認められない。

- ・資格等手当の支払い後、合理的な理由なく資格等手当の支払いをやめる場合
- ・合理的な理由なく、資格等手当以外の諸手当等の額を引き下げ、資格等手当を支払っている場合

また、算定対象となる建設労働者の賃金が時給や日給、出来高払い等でその月ごとに賃金の変動する場合であって、算定対象となる建設労働者の都合等により労働日数が著しく少なくなった場合等、比較を行うことが適切でない場合には、「労働日に通常支払われる賃金の額」に「所定労働日数」を乗じ、毎月決まって支払われる賃金を算出し、比較することができる。

0303d 支給額

イ 支給上限額

一の事業所に対する一の年度（支給申請年月日を基準とし、同年度4月1日から翌年3月31日までをいう。）の本助成及び0300cの建設労働者認定訓練コース（賃金助成）に係る支給額の合計が、1,000万円を超えるときは1,000万円を限度とする。

ロ 支給額

支給の対象となった建設労働者 1 人につき、当該認定訓練を受けた日数 1 日あたり 1,000 円

0400 支給申請書の提出

0401 支給申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする中小建設事業主又は中小建設事業主団体は、次の各号の定めるところにより、助成金の種類に応じ、人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）支給申請書（以下「支給申請書」という。）を作成し、必要な書類を添付した上で、イからハにおいて提出先として定める都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）の長（以下「管轄労働局長」という。）に提出しなければならない。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

また、支給申請をしようとする事業主等が、事業主等又は労働者のいずれの責にも帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期間内に申請できない場合は、第 1 共通要領 0401 に基づく取扱いを行うこと。

添付書類の写しについては、原本から転記及び別途作成したものではなく、根拠法令に基づき、実際に使用者が事業場ごとに調製し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものとする。

イ 建設労働者認定訓練コース（経費助成）

(イ) 提出先 中小建設事業主については、雇用保険の適用事業所ごとに所在地を管轄する労働局長

中小建設事業主団体については管轄労働局長

(ロ) 提出期間 認定訓練終了後、認定訓練事業費補助金又は広域団体認定訓練助成金の精算確定に係る都道府県の通知が発出された日の翌日から 2 か月以内

(ハ) 様式 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成））支給申請書（建認様式第 3 号。電子申請の場合は「支給申請書（経費助成）」。）

(ニ) 添付書類 別表 5 のとおり

ロ 建設労働者認定訓練コース（賃金助成）

(イ) 提出先 中小建設事業主については、雇用保険の適用事業所ごとに所在地を管轄する労働局長

(ロ) 提出期間 本コースの支給の要件となる人材開発支援助成金（人材育成支援コース）と同じ支給申請期間

(ハ) 様式 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金助成））支給申請書（建認様式第 4 号。電子申請の場合は「支給申請書（賃金助成）」。）

(ニ) 添付書類 別表 5 のとおり

ハ 建設労働者認定訓練コース（賃金向上助成・資格等手当助成）

(イ) 提出先 中小建設事業主については雇用保険の適用事業所ごとに所在地を管轄する労働局長

(ロ) 提出期間 算定対象とする建設労働者の全てに対して、0302d に規定する要件を満たす

毎月決まって支払われる賃金または資格等手当を支払った日（毎月決まって支払われる賃金または資格等手当の3ヶ月目の支払日をいう。）の翌日から起算して5ヶ月以内

(ハ) 様式

人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金向上助成・資格等手当助成））支給申請書（建設事業主用）（建認様式第4号。電子申請の場合は「支給申請書（賃金向上助成・資格等手当助成）」。）

(ニ) 添付書類 別表5のとおり

0402 支給申請書の受理及び審査

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、支給申請期間内に提出されているか、支給申請書の各欄に所要の事項が正確に記入されているか、所定の添付書類が整えられているかどうかを確認し、受理する。

受理した支給申請書について、0300の各事項に留意してこれを審査する。

0500 支給要件の確認

0501 支給要件の確認（共通）

イ 支給対象となりうる中小建設事業主であることの確認

(イ) 中小建設事業主であることの確認

支給申請書における「申請者」の「事業内容」（電子申請の場合は各種「支給申請書」）により確認すること。この場合において、必要があれば、当該中小建設事業主の各事業所の所在地、届出日における資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料の提出を求めること。

なお、常時雇用する労働者の数は、雇用保険適用事業所台帳の被保険者数等により確認すること。

(ロ) 建設事業を行っている事業主の確認

建設事業主については、支給申請書における「申請者」の「事業内容」（電子申請の場合は各種「支給申請書」）や、雇用保険適用事業所台帳や登記情報連携システム（法務省が運営する、登記事項証明書を閲覧及び出力することができるサービスをいう。以下同じ。）により確認すること。

(ハ) 雇用管理責任者を選任していることの確認

雇用管理責任者を選任していることを支給申請書の「雇用管理責任者」欄（電子申請の場合は各種「支給申請書」）により確認すること。

ロ 支給対象となりうる中小建設事業主団体であることの確認

中小建設事業主団体であることがわかる書類（定款又は規約、寄付行為、決算書（事業報告書）、会員名簿等）、構成員内訳表（建認別様式第1号、建認別様式第1号（別紙））や登記情報連携システムにより確認すること。

ハ 支給上限額に達していないことの確認

建設労働者認定訓練コース（賃金助成）及び建設労働者認定訓練コース（賃金向上助成・資格等手当助成）については、当該中小建設事業主等より提出された支給申請書、支給決定通知書及び支給台帳により0303cの支給上限額に達していないことを確認すること。

0502 支給要件の確認（建設労働者認定訓練コース（経費助成））

認定訓練の実施状況の確認

次の書類により助成対象の訓練であること及び助成対象となる金額を確認すること。

- イ 都道府県補助事業対象経費の精算確定に係る都道府県の通知書の写し
- ロ 建設以外の訓練を実施していた場合は、「認定訓練助成事業費（運営費）補助事業実績報告書」及び「都道府県に提出した精算報告書に添付された補助対象経費の内訳等」等の写し
- ハ 訓練の内容がわかるカリキュラム（認定職業訓練助成事業費補助金等の補助対象となった建設関連の訓練のもの）

0503 支給要件の確認（建設労働者認定訓練コース（賃金助成））

イ 助成の対象となる訓練課程及び訓練科の確認

支給申請書に記載の訓練科目と別表3「認定訓練における建設関連の訓練の種類等一覧」に掲げる訓練課程及び訓練科とを照合することにより確認すること。

ロ 認定訓練の実施状況の確認

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の支給を受けたこと又は受けようとすることを明らかにする書類その他の書類により確認すること。

(イ) 支給申請書の⑦「実施報告」

人材開発支援助成金の支給決定を受けたものであることを次の(ロ)及び(ハ)により確認すること

(ロ) 「人材開発支援助成金支給申請書」の写し（添付書類含む）

- a 人材開発支援助成金支給申請書の支給申請年月日、添付書類、支給決定年月日、支給決定番号により人材開発支援助成金の支給決定を受けたものであることを確認すること
- b 人材開発支援助成金（添付書類を含む）における訓練の実施内容を確認するための書類により、助成対象となる受講日数を確認すること。

(ハ) 「人材開発支援助成金支給決定通知書」の写し

人材開発支援助成金を受ける訓練であることを確認すること

ハ 受講者が雇用保険被保険者であることの確認

雇用保険被保険者台帳により確認すること

0504 支給要件の確認（賃金向上助成・資格等手当助成）

支給対象事業主に該当することを、以下のイ及びロにより確認する。

- イ 訓練開始日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、支給対象となる事業を実施した事業所において、事業主都合による解雇者がいないことをハローワークシステム（助成金事務処理）により確認すること。

- ロ 賃金要件・資格等手当要件に該当することを、以下の(イ)、(ロ)により確認すること。

(イ) 賃金要件の確認

(a) 算定対象となる建設労働者ごとの賃金を訓練修了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させ、支払っていること、(b) 合理的な理由なく、賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げていないことを添付書類により確認すること。

(ロ) 資格等手当要件の確認

(a) 資格等手当の支払いまでに、就業規則、労働協約または労働契約等に当該手当の支払いについて規定をしていること、(b) 訓練修了日の翌日から起算して1年以内に算定

対象となる建設労働者全員に対して資格等手当を支払い、賃金を３％以上増加させていること、（c）合理的な理由なく、資格等手当以外の諸手当等の額を引き下げ、資格等手当を支払っていないことを添付書類により確認すること。

0600 支給決定

0601 支給決定

管轄労働局長は、支給要件をみたすものと判定された中小建設事業主又は中小建設事業主団体について、助成金の支給を決定する。

管轄労働局長は、支給の決定をしたときは、「人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）支給決定通知書」（建認様式第５号）により事業主又は事業主団体に通知する（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定通知書により、当該事業主又は事業主団体に通知する。電子申請の場合であって、追加支給決定を行う場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される追加支給決定通知書により通知する。）。

支給要件を満たさないものと判定された中小建設事業主又は中小建設事業主団体については、助成金の不支給を決定する（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される不支給決定通知書により、当該事業主又は事業主団体に通知する。）。

不支給の決定をしたときは、「人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）不支給決定通知書」（建認様式第６号）により当該中小建設事業主又は中小建設事業主団体に通知する。

その他、第１共通要領の 0801 により支給決定の取消を行う場合は、「人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）支給決定取消及び返還通知書」（建認様式第７号）により当該中小建設事業主又は中小建設事業主団体に通知する（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定取消及び返還通知書により当該事業主又は事業主団体に通知する。）。

また、不支給の決定又は支給決定の取消し理由が不正受給である場合は、「人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）不支給措置期間通知書」（建認様式第８号）を当該中小建設事業主又は中小建設事業主団体に通知するものとする（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定取消及び不支給措置期間通知書により当該事業主又は事業主団体に通知する。）。

0700 雑則

0701 財源区分

本助成金の財源は、労働保険特別会計雇用勘定が負担する。

0800 附則

0801 施行期日

イ 令和４年７月２１日付け職発 0721 第 15 号、雇均発 0721 第 3 号、開発 0721 第 5 号「登記情報連携システムの利用に係る関係通達の改正について」による改正については、令和４年８月１日から施行する。

ロ 令和５年３月 31 日付け職発 0331 第 14 号、雇均発 0331 第 2 号、開発 0331 第 2 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和５年４月１日から施行する。

- ハ 令和 5 年 6 月 23 日付け職発 0623 第 1 号、雇均発 0623 第 1 号、開発 0623 第 1 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

0802 経過措置

- イ 平成 27 年 4 月 10 日付け職発 0410 第 2 号能発 0410 第 2 号雇児発 0410 第 2 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の 0300b に規定する認定訓練コース（経費助成）については平成 29 年 3 月 31 日以前に開始した訓練の助成内容は、次のいずれかを選択させるものとする。

- a 平成 27 年 4 月 10 日改正の第 2 各助成金別要領 9 人材確保等支援助成金(3)建設労働者確保育成助成金の 0303b に規定する支給額
- b 平成 26 年 4 月 1 日改正の第 2 各助成金別要領 8 人材確保等支援助成金(3)建設労働者確保育成助成金の 0303b に規定する支給額

- ロ 平成 28 年 4 月 1 日付け職発 0401 第 40 号能発 0401 第 11 号雇児発 0401 第 10 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に改正前の第 2 各助成金別要領 9 人材確保等支援助成金(3)建設労働者確保育成助成金の 0300c に規定する訓練を開始した者に対する建設労働者確保育成助成金（認定訓練コース（賃金助成））の支給については、なお従前の例とする。

- ハ 平成 29 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 7 号能発 0331 第 2 号雇児発 0331 第 18 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に改正前の第 2 各助成金別要領 9 人材確保等支援助成金(3)建設労働者確保育成助成金の 0300c に規定する訓練を開始した者に対する建設労働者確保育成助成金（認定訓練コース（賃金助成））の支給については、なお従前の例とする。

- ニ 平成 30 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 2 号雇均発 0331 第 3 号開発 0331 第 3 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に改正前の第 2 各助成金別要領 12 建設労働者確保育成助成金の 0400a に規定する計画の届出を行った者に対する建設労働者確保育成助成金（認定訓練コース（経費助成））の支給については、なお従前の例とする。また、この要領の施行日前に改正前の第 2 各助成金別要領 12 建設労働者確保育成助成金の 0300c に規定する訓練を開始した者に対する建設労働者確保育成助成金（認定訓練コース（賃金助成））の支給については、なお従前の例とする。そのほか、この要領の施行日前に、改正前の第 2 各助成金別要領 16 キャリアアップ助成金の 2004 に規定する職業訓練計画の届出を行った者に対する建設労働者確保育成助成金（認定訓練コース（賃金助成））の支給について、または改正前の第 2 各助成金別要領 17 人材開発支援助成金 0500 に規定する訓練実施計画届の届出を行った者に対する建設労働者確保育成助成金（認定訓練コース（賃金助成））の支給については、なお従前の例とする。

- ホ 平成 31 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 2 号雇均発 0329 第 6 号開発 0329 第 58 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に改正前の第 2 各助成金別要領 13 人材開発支援助成金（（5）建設労働者認定訓練コース）の 0400 に規定する計画の届出を行った者に対する人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成））の支給については、なお従前の例とする。

また、この要領の施行日前に改正前の第2各助成金別要領13人材開発支援助成金（（5）建設労働者認定訓練コース）の0300cに規定する訓練を開始した者に対する建設労働者確保育成助成金（認定訓練コース（賃金助成））の支給については、なお従前の例とする。

そのほか、この要領の施行日前に、改正前の第2各助成金別要領13人材開発支援助成金（（1）特定訓練コース、（2）一般訓練コース、）0500に規定する訓練実施計画届の届出を行った者に対する建設労働者確保育成助成金（認定訓練コース（賃金助成））の支給について、または改正前の第2各助成金別要領13人材開発支援助成金（（4）特別育成訓練コース）0300に規定する一般職業訓練計画届等の届出を行った者に対する人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金助成））の支給については、なお従前の例とする。

ヘ 令和2年3月31日付け職発0331第10号雇均発0331第6号開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に認定訓練を開始した者に対する人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成・賃金助成・生産性向上助成））の支給については、なお従前の例とする。

ト 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する

なお、当分の間、令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第2 助成金要領 13（5）建設労働者認定訓練コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

チ 令和3年3月31日付け職発0331第25号、雇均発0331第5号、開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に認定訓練を開始した者に対する人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成・賃金助成・生産性向上助成））の支給については、なお従前の例とする。

リ 令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に認定訓練を開始した者に対する人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成・賃金助成・生産性向上助成））の支給については、なお従前の例とする。

ス 令和5年3月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第2号、開発0331第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連。

この要領の施行日前に認定訓練を開始した者に対する人材開発等支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成・賃金助成・生産性向上助成））の支給については、なお従前の例とする。

ル 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇均発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

令和５年６月２６日より前に支給申請を行った者に対する人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）の支給については、なお従前の例とする。

別表 1

日 本 標 準 産 業 分 類 (抜粋)

大 分 類 D ー 建 設 業

総 説

この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。
ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。

建設工事

建設工事とは、現場において行われる次の工事をいう。

- (1) 建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設すること。
- (2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること。
- (3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること。

事業所

建設業の事業所は、本店(個人経営などで本店のような事務所を持たない場合は事業主の住居)、支店又はその他の事務所等で常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事務所とする。

なお、建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所に含めて一事業所とする。

建設業と他産業との関係

- (1) 建設材料、その他の製品を生産又は販売する事業所が、自己の生産品又は販売品を用いる建設工事(機械装置のすえ付け、解体、移設工事を除く)を併せ営む場合には、主な業務により製造業、卸売業又は建設業に分類される。
- (2) 金属、非金属、石炭、石油、天然ガスなどの鉱物を採取するための試掘、坑道掘さく、さく井、排土作業を主として請負う事業所は大分類Cー鉱業、採石業、砂利採取業〔05〕に分類される。
- (3) 土地、建物などの不動産の賃貸業、代理業、仲介業、管理業、建設建売業(自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所を除く)、土地分譲業(自ら労働者を雇用して、土地造成を行い、それを分譲する事業所を除く)は大分類Kー不動産業、物品賃貸業〔68, 69〕に分類される。
- (4) 主として試すい(錐)(鉱山用を除く)、測量又は建設工事のコンサルタント、設計、監理を行う事業所は大分類Lー学術研究、専門・技術サービス業〔742〕に分類される。
- (5) 国、地方公共団体等の工事事務所、土木事務所の類は、主として建設工事を自己建設(維持補修を除く)で行うもの以外は大分類Lー学術研究、専門・技術サービス業〔7421〕に分類される。
- (6) 石油精製、科学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、施工、施工管理を一括して請負い、これらのサービスを提供する事業所は大分類Lー学術研究、専門・技術サービス業〔7499〕に分類される。

中分類 06ー総合工事業

総 説

この中分類には、主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所が分類される。

建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、建築物の改装又は軽微な増・改築工事を行う事業所のうち塗装工事、内装工事、給排水・衛生設備工事などの個別の工事を行う事業所は、中分類〔07, 08〕に分類される。

小 分 類 細 分 類 番 号 番 号

- | | |
|------|--|
| 060 | 管理、補助的経済活動を行う事業所 (06 総合工事業) |
| 0600 | 主として管理事務を行う本社等
主として総合工事業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための総務、財務・経理、法務、広報・宣伝、保有資機材の管理、仕入・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所 |
| 0609 | その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
主として総合工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用資材置場 |
| 061 | 一般土木建築工事業 |
| 0611 | 一般土木建築工事業
各種の土木施設と建築物を、いずれでも完成する能力を有する事業所をいう。
完成する能力とは、土木技術者及び建築技術者の双方を有し、かつ現実に土木工事及び建築工事の双方を施工しているか、又は最近において双方を施工した実績を有することである。
○一般土木建築工事業 |
| 062 | 土木工事業(舗装工事業を除く) |

- 0621 土木工事業(別掲を除く)
 一般土木建築工事業に属さないで、主として堤防、護岸、水利、床固、山腹工事などによる河川・砂防・海岸・治山施設工事、ダム工事、各種の貯水池、用水池などの建設工事、各種の水路工事、かんがい排水施設工事、防波堤、岸壁・棧橋などの港湾施設工事、埋立工事、干拓工事、開墾工事、軌条敷設・停車場・鉄道土工・伏せどい・溝橋などの鉄道施設工事、地下鉄・地下工作物工事、ドック建設工事、高架道路・高架施設工事、橋りょう工事(鋼橋上部工を除く)、ずい道工事、水源施設・浄水施設・送水施設・配水施設などの上水道工事、下水管きょ・ポンプ施設・下水処理場などの下水道工事、道路工事、駐車場工事、飛行場・水上飛行場工事、運動競技場・競馬場・競輪場工事、宅地造成工事などのすべて又はいずれかを行うことによって、土木施設を完成する事業所をいう。
 ただし、主として造園工事を行う事業所は細分類 0622 に、しゅんせつ工事を行う事業所は細分類 0623 に、舗装工事を行う事業所は細分類 0631 に分類される。
 ○土木工事業
 ×造園工事業〔0622〕；しゅんせつ工事業〔0623〕；舗装工事業〔0631〕
- 0622 造園工事業
 主として庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事を行う事業所をいう。
 ○造園工事業；ゴルフ場工事業
 ×造園業〔0141〕；植木業〔0141〕；整地工事業〔0621〕
- 0623 しゅんせつ工事業
 主としてしゅんせつ工事及びしゅんせつ工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。
 ○しゅんせつ工事業
- 063 舗装工事業
- 0631 舗装工事業
 主として道路舗装工事及び舗装工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。
 ○道路舗装工事業
- 064 建築工事業(木造建築工事業を除く)
- 0641 建築工事業(木造建築工事業を除く)
 主として木造建築物のみでなく、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物、鉄筋コンクリート造建築物、無筋コンクリート造建築物、鉄骨造建築物、組立鉄筋コンクリート造建築物、コンクリートブロック造建築物、プレハブ리케이션建築物(ユニット住宅を含む)、石造建築物又はれんが造建築物を完成する事業所をいう。
 ○建築工事請負業；鉄骨造建築工事請負業；組立鉄筋コンクリート造建築工事業；コンクリートブロック造建築工事業；プレハブ리케이션建築工事業
 ×建築リフォーム工事業〔0661〕
- 065 木造建築工事業
- 0651 木造建築工事業
 主として木造建築物のみを完成する事業所をいう。
 ○木造建築工事業；木造住宅建築工事業
 ×木造建築リフォーム工事業〔0661〕
- 066 建築リフォーム工事業
- 0661 建築リフォーム工事業
 主として各種建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所をいう。
 ○建築リフォーム工事業；住宅リフォーム工事業；木造建築リフォーム工事業
 ×内装工事業〔0782〕；塗装工事業〔0771〕；屋根工事業〔0761 又は 0794〕；冷暖房設備工事業〔0832〕；給排水・衛生設備工事業〔0833〕

中分類 07―職別工事業(設備工事を除く)

総 説

この中分類には、主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所が分類される。

ただし、設備工事を行う事業所は中分類 08―設備工事業に分類される。

小分類細分類 番号番号

- 070 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (07 職別工事業)
- 0700 主として管理事務を行う本社等
主として職別工事業の事業所を統括する本社等として, 保有資機材の管理等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所
- 0709 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
主として職別工事業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用資材置場
- 071 大工工事業
- 0711 大工工事業(型枠大工工事業を除く)
主として大工工事(型枠大工工事業を除く)を行う事業所をいう。
建築物建設について, 大工工事(型枠大工工事業を除く)のほかにとび工事, 左官工事, 屋根工事などを組み合わせて, 木造建築物の完成を発注者から直接に請負うことを主とする事業所は中分類 06〔0651〕に, 主として型枠大工工事を行う事業所は細分類 0712 に分類される。
○大工工事業; 造作大工業; 堂宮大工業(総合請負をしないもの); 木造りゅう骨工事請負業
×木造建築工事業〔0651〕; 型枠大工工事業〔0712〕
- 0712 型枠大工工事業
主として型枠大工工事を行う事業所をいう。
○型枠大工工事業; 仮枠大工工事業
- 072 とび・土工・コンクリート工事業
- 0721 とび工事業
主として建方, 足場組立, 金属製仮設工事, 支柱工事, ひき屋工事を行う事業所をいう。
○とび工事業; 足場組立業; 建方業(とび工事を主とするもの); ひき屋工事業; メタルフォーム組立業; 組立鉄筋コンクリート組立業; くい打工事業; 仕事師業(とび工事を主とするもの)
- 0722 土工・コンクリート工事業
主として土工工事及び一般的なコンクリート工事(型枠大工工事業を除く)を行う事業所をいう。
○土工工事業; 機械土工工事業; コンクリート工事業; コンクリート圧送工事業; コンクリート打設工事業; 仕事師業(土工工事を主とするもの); 地盤改良工事業; ウェルポイント工事業; 薬液注入工事業
- 0723 特殊コンクリート工事業
主として潜かん(函)などの特殊コンクリート基礎工事, 場所打ちコンクリートぐい工事, 独立コンクリート煙突工事などの作業を行う事業所をいう。
○特殊コンクリート基礎工事業; 場所打ちコンクリートぐい工事業; 独立コンクリート煙突工事業; プレストレストコンクリート工事業; 特殊コンクリート工事業
- 073 鉄骨・鉄筋工事業
- 0731 鉄骨工事業
主として現場で構造用鋼材の組立, びょう接, 溶接工事を行う事業所をいう。
○鉄骨工事業; 橋りょう工事業
×建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)〔244〕
- 0732 鉄筋工事業
主としてコンクリート用鉄筋工事を行う事業所をいう。
○鉄筋工事業
- 074 石工・レンガ・タイル・ブロック工事業
- 0741 石工工事業
主として現場で天然石あるいは人造石の造形, 取付け仕上げを行う事業所をいう。
○石工業(建設工事を行うもの); 石工工事業; 石垣築造業; 道路石工事業; 軌道石工事業
×建築材料卸売業〔531〕; 石工品製造業〔2184〕, 土工工事業〔0722〕
- 0742 れんが工事業
主としてれんが工事を行う事業所をいう。
○れんが工事業
×築炉工事業〔0891〕; モザイクタイル加工業〔2146〕
- 0743 タイル工事業
主としてタイル・モザイク・テラコッタ工事を行う事業所をいう。
○タイル工事業
×モザイクタイル加工業〔2146〕
- 0744 コンクリートブロック工事業
主としてコンクリートブロック工事を行う事業所をいう。
○コンクリートブロック工事業; 歩道用コンクリートブロック工事業
×コンクリート製品製造業〔2123〕
- 075 左官工事業

- 0751 左官工事業
主として左官工事、木舞工事並びに現場における擬石研ぎ出し・磨き出し工事及びモルタル吹付工事などを行う事業所をいう。
○左官業；木舞業；漆くい工事業；磨き出し工事業；吹付工事業
076 板金・金物工事業
- 0761 金属製屋根工事業
主として亜鉛鉄板、銅板、アルミニウム板などを用い、折板、瓦棒、波形平板ぶきなどの工法による屋根工事を行う事業所をいう。
○鉄板屋根ふき業；銅板屋根ふき業；アルミニウム屋根ふき業
×かわら屋根ふき業〔0794〕；スレート屋根ふき業〔0794〕
- 0762 板金工事業
主としてとい(樋)、水切、雨押、スカイライト、ブリキ煙突などの工事を行う事業所をいう。
注文を受けて板金工事用の製品を製作し、これを現場で取り付ける事業所も含まれる。
○板金工事業
- 0763 建築金物工事業
主として面格子、装飾金物、メタルラスなどの建築金物工事を行う事業所をいう。
○建築金物工事業
×金物卸売業〔5591〕；金物小売業〔6021〕
- 077 塗装工事業
- 0771 塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
主として建築物内外、建築設備、鉄塔、鉄橋その他の鋼製構築物、木柱、木べい、木橋その他の木造構築物、船舶などの塗装を行う事業所をいう。
○塗装工事業；鋼橋塗装工事業；建築装飾工事業(塗装工事を主とするもの)；船舶塗装業
×看板書き業〔9293〕；塗料卸売業〔5321〕；道路標示・区画線工事業〔0772〕
- 0772 道路標示・区画線工事業
主として道路面の標示・区画線工事を塗装によって行う事業所をいう。
○道路標示・区画線工事業
- 078 床・内装工事業
- 0781 床工事業
主としてプラスチック系床タイル、床シート、カーペット、フローリングブロックなどの取付け・仕上工事を行う事業所をいう。
○床張工事業；フローリング工事業；船舶床張請負業
- 0782 内装工事業
主としてテックスその他繊維板のはり付け工事、壁紙工事、その他建築物及び船舶内部の装飾工事を行う事業所をいう。
○テックス工事業；練付工事業；壁紙工事業；室内装飾工事業
×家具小売業〔6011〕；畳卸売業〔5513〕；家具・建具卸売業〔5511〕；室内装飾繊維品卸売業〔5514〕
- 079 その他の職別工事業
- 0791 ガラス工事業
主としてガラスの取付工事のみを行う事業所をいう。
ガラスを販売するとともにその取付工事を行う事業所は含まれない。
○ガラス工事業
×板ガラス卸売業〔5313〕；板ガラス小売業〔6094〕
- 0792 金属製建具工事業
主として金属製サッシ、金属製ドア、金属製シャッター、防火扉、非常階段などの取付工事のみを行う事業所をいう。
個人の注文を受けて金属製建具を製作しこれを取付ける事業所は大分類Ⅰ－卸売・小売業〔6012〕に分類される。
○金属製建具取付業
×金属扉・窓枠・くり形及び組枠製造業〔2443〕；建具小売業〔6012〕
- 0793 木製建具工事業
主として木製建具の取付工事のみを行う事業所をいう。
個人の注文を受けて木製建具を製作しこれを取付ける事業所は大分類Ⅰ－卸売・小売業〔6012〕に分類される。
○つりこみ業(木製建具工事業)
×建具小売業〔6012〕；家具・建具卸売業〔5511〕；建具製造業〔1331〕
- 0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
主として屋根工事(金属製屋根工事業を除く)を行う事業所をいう。
○屋根ふき業(板金を除く)；かわら屋根ふき業；木羽屋根ふき業；とんとんぶき業；スレート屋根ふき業；かや屋根ふき業
×コンクリート製品製造業〔2123〕；金属製屋根工事業〔0761〕
- 0795 防水工事業
主としてアスファルト防水工事、モルタル防水工事などを行う事業所をいう。
○防水工事業；アスファルト防水工事業；モルタル防水工事業
- 0796 はつり・解体工事業
主としてコンクリート構造物のはつり及び破壊を行う事業所をいう。
○はつり工事業；解体工事業
- 0799 他に分類されない職別工事業

主として他に分類されない職別工事を行う事業所をいう。
○サンドブラスト業；潜水工事業；建設揚重業；炉解体業；カーテンウォール工事業；電気防蝕工事業

中分類 08－設備工事業

総 説

この中分類には、主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所が分類される。

小分類 細分類 番号番号

- 080 管理、補助的経済活動を行う事業所（08 設備工事業）
- 0800 主として管理事務を行う本社等
主として設備工事業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための総務、財務・経理、法務、広報・宣伝、保有資機材の管理、仕入れ・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所
- 0809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
主として設備工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用資材置場
- 081 電気工事業
- 0811 一般電気工事業
主として送電線・配電線工事(地中線工事を含む)、電気鉄道・トロリーカー・ケーブルカー等の電線路工事、海底電線路配線工事、しゅんせつ船電路工事、その他これらに類する工事並びに水力発電所・火力発電所の電気設備工事、変電所変電設備工事、開閉所設備工事、変流所設備工事、船内電気設備工事、電気医療装置設備工事等の設備工事をすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。
○送配電電線路工事業；電気設備工事業
- 0812 電気配線工事業
主として建築物、建造物の屋内、屋側及びその構内外の電灯照明、電力、同機器の配線工事、一般工場、事業場、会社、商店、住宅その他電灯照明電力機器の配線工事、屋外照明、アーケード、道路照明等の照明設備配線工事、一般電気使用施設の自家用受変電設備工事、配線工事、空港等の配線工事又はネオン広告塔・電気サイン広告塔・ネオン看板・電気看板等の設備並びに配線工事のすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。
○電気配線工事業；ネオン装置工事業；船内配線業
×電気機械器具小売業〔5931〕；電気機械器具卸売業〔543〕；屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）〔7311〕
- 082 電気通信・信号装置工事業
- 0821 電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
主として電話線路(ケーブルを含む)、無線電信電話空中線設備(支持柱を含む)、電信電話機械設備に関する工事又はその一部を施工する事業所をいう。
ただし、有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所は細分類 0822 に分類される。
○電気通信工事業；電話線路工事業；通信土木工事業；有線・無線電話機械設備設置工事業；電信機械設備設置工事業；無線テレビジョン放送設備設置工事業；有線・無線ラジオ放送設備設置工事業
×通信機械器具卸売業〔5432〕；有線テレビジョン放送設備設置工事業〔0822〕
- 0822 有線テレビジョン放送設備設置工事業
主として有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所をいう。
○有線テレビジョン放送設備設置工事業
- 0823 信号装置工事業
主として閉そく器、電気信号機、連動機、転てつ装置、踏切保安装置、電気信号線支持物などの信号保安装置及び火災報知機、その他の警報装置に関する工事を施工する事業所をいう。
○信号装置工事業；火災報知器工事業
×通信機械器具卸売業〔5432〕
- 083 管工事業(さく井工事業を除く)
- 0831 一般管工事業
主として冷暖房設備、温湿度調節装置、換気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの熱学施設及び給排水・衛生設備に関する工事をすべて施工する事業所をいう。
○一般管工事業
- 0832 冷暖房設備工事業
一般管工事業に属さない、主として冷暖房設備、温湿度調節装置、換気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの工事を施工する事業所をいう。
○冷暖房設備工事業；温湿度調節装置・乾燥装置工事業；冷凍冷蔵・製氷装置工事業
- 0833 給排水・衛生設備工事業

- 一般管工事業に属さない、主として建築物、工場など各種施設の給水設備(井戸ポンプを含む)、排水設備、給湯設備、消火設備、水洗便所、ちゅう房設備、汚水汚物処理装置、汚物浄化槽、じんかい処理装置などの設備工事を施工する事業所をいう。
○給排水設備工事業；給水設備工事業；排水設備工事業；消火設備工事業；衛生設備工事業；井戸ポンプ工事業
×衛生用陶磁器卸売業〔5319〕
- 0839 その他の管工事業
主としてガス導管配管、ガス内管配管、送油管配管、プラント配管、その他の配管工事を
行う事業所をいう。
○ガス配管工事業；配管工事業
- 084 機械器具設置工事業
- 0841 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)
主として機械装置のすえ付基礎工事、機械装置のすえ付け、組立、解体などの工事を施工
する事業所をいう。
○機械器具設置工事業；収じん(塵)装置工事業；索道架設工事業；計装工事業；自動ドア設
置工事業
- 0842 昇降設備工事業
主としてエレベータ、エスカレータなどの昇降設備に関する建設工事を施工する事業所
をいう。
○昇降設備工事業
- 089 その他の設備工事業
- 0891 築炉工事業
主として溶鉱炉、平炉、石灰窯、れんが窯、融解窯、じんあい(塵埃)焼却炉、火葬場の炉、
火力発電所などのボイラなど各種の窯炉建設工事を施工する事業所をいう。
○築炉工事業
- 0892 熱絶縁工事業
主として管、ボイラ、その他の熱絶縁工事を施工する事業所をいう。
○保温保冷工事業；熱絶縁工事業；ボイラ熱絶縁工事業
- 0893 道路標識設置工事業
主として道路において標識設置工事を施工する事業所をいう。
○道路標識設置工事業
- 0894 さく井工事業
主としてさく井、観測井・環元井、温泉の掘さく、浅井戸の築造、揚水設備の設置などの
工事を施工する事業所をいう。
○さく井工事業；さく泉工事業；井戸掘業
×原油採取業〔0531〕；天然ガス採取業〔0532〕

建設業法における建設業の範囲

No. 1

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画, 指導, 調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修, 改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画, 指導, 調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し, 又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事, 型枠工事, 造作工事
左官工事	工作物に壁土, モルタル, 漆くい, プラスター, 繊維等をこて塗り, 吹付け, 又ははり付ける工事	左官工事, モルタル工事, モルタル防水工事, 吹付け工事, とぎ出し工事, 洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て, 機械資材等の重量物の運搬配置, 鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち, くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削, 盛上げ, 締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事, ひき工事, 足場等仮設工事, 重量物の揚重運搬配置工事, 鉄骨組立て工事, コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事, くい打ち工事, くい抜き工事, 場所打ぐい工事 ハ 土工事, 掘削工事, 根切り工事, 発破工事, 盛土工事 ニ コンクリート工事, コンクリート打設工事, コンクリート圧送工事, プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事, 地盤改良工事, ボーリンググラウト工事, 土留め工事, 仮締切り工事, 吹付け工事, 道路附属物設置工事, 捨石工事, 外構工事, はつり工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し, 又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事, コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦, スレート, 金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備, 変電設備, 送配電設備, 構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事, 送配電線工事, 引込線工事, 変電設備工事, 構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事, 照明設備工事, 電車線工事, 信号設備工事, ネオン装置工事
管工事	冷暖房, 空気調和, 給排水, 衛生等のための設備を設置し, 又は金属製の管を使用して水, 油, ガス, 水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事, 冷凍冷蔵設備工事, 空気調和設備工事, 給排水・給湯設備工事, 厨房設備工事, 衛生設備工事, 浄化槽工事, 水洗便所設備工事, ガス配管工事, ダクト工事, 管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが, コンクリートブロック等により工作物を築造し, 又は工作物にれんが, コンクリートブロック, タイル等を取付け, 又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事, レンガ積み(張り)工事, タイル張り工事, 築炉工事, スレート張り工事, サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼, 鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事, 橋梁工事, 鉄塔工事, 石油, ガス等の貯蔵用タンク設置工事, 屋外広告工事, 閘門, 水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し, 接合し, 又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事, 鉄筋継手工事
ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト, コンクリート, 砂, 砂利, 砕石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事, コンクリートほ装工事, ブロックほ装工事, 路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川, 港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設備工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設備工事、給排気機器設備工事、揚排水機器設備工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園地工事、水景工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事を伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水道処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴射、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

別表3

認定訓練における建設関連の訓練の種類等一覧

1 普通職業訓練

① 普通課程

訓 練 科		訓 練 期 間
訓 練 系	専 攻 科	
園芸サービス系	造園科	1 年
金属加工系	塑性加工科	〃
〃	溶接科	〃
〃	構造物鉄工科	〃
木材加工系	木工科	〃
電力系	電気工事科	〃
〃	送配電科	〃
機械整備系	建設機械整備科	〃
石材加工系	石材加工科	〃
建築施工系	木造建築科	〃
〃	枠組壁建築科	〃
〃	とび科	〃
〃	鉄筋コンクリート施工科	〃
〃	プレハブ建築科	〃
〃	建築設計科	〃
建築外装系	屋根施工科	〃
〃	スレート施工科	〃
〃	防水施工科	〃
〃	サッシ・ガラス施工科	〃
〃	建築板金科	〃
建築内装系	畳科	〃
〃	インテリア・サービス科	〃
〃	床仕上施工科	〃
〃	表具科	〃
建築仕上系	左官・タイル施工科	〃
〃	築炉科	〃
〃	ブロック施工科	〃
〃	熱絶縁施工科	〃
設備施工系	冷凍空調設備科	〃
〃	配管科	〃
〃	住宅設備機器科	〃
土木系	さく井科	〃
〃	土木施工科	〃
〃	測量・設計科	〃
揚重運搬機械運転系	クレーン運転科	〃
〃	建設機械運転科	〃
塗装系	建築塗装科	〃

② 短期課程のうち各技能士コース

イ 一級技能士コース

訓 練 科		訓 練 時 間		
		150 時間	120 時間	100 時間
1 造	造			○
2 さ	さ			○
3 鉄	鉄		○	
4 建	建		○	
5 建	建	○		
6 冷	冷			
7 建	建		○	
8 石	石		○	○
9 建	建			○
10 か	か			○
11 と	と			○
12 左	左			○
13 築	築			○
14 プ	プ			○
15 タ	タ			○
16 畳	畳			○
17 配	配		○	○
18 厨	厨			○
19 型	型			○
20 鉄	鉄			○
21 コ	コ			○
22 防	防			○
23 内	内			○
24 ス	ス			○
25 熱	熱			○
26 カ	カ		○	
27 サ	サ		○	
28 ガ	ガ			○
29 ウ	ウ			○
30 建	建	○		○
31 表	表			○
32 塗	塗			○

ロ 二級技能士コース

訓 練 科		訓 練 時 間		
		150 時間	120 時間	100 時間
1 造	造			○
2 さ	さ			○
3 鉄	鉄		○	
4 建	建		○	
5 建	建	○		
6 冷	冷			
7 建	建		○	○
8 石	石		○	
9 建	建			○
10 か	か			○
11 と	と			○
12 左	左			○
13 築	築			○
14 プ	プ			○
15 タ	タ			○
16 畳	畳			○
17 配	配		○	○
18 厨	厨			○
19 型	型			○
20 鉄	鉄			○
21 コ	コ			○
22 防	防			○
23 内	内			○
24 ス	ス			○
25 熱	熱			○
26 カ	カ		○	
27 サ	サ		○	
28 ガ	ガ			○
29 ウ	ウ			○
30 建	建	○		○
31 表	表			○
32 塗	塗			○

ハ 単一等級技能士コース

訓 練 科	訓 練 時 間
1 枠 組 壁 建 築 科	○
2 れ ん が 積 み 科	○
3 エーエルシーパネル施工科	○
4 コンクリート積みブロック施工科	○
5 浴 槽 設 備 施 工 科	○
6 樹 脂 接 着 剤 注 入 施 工 科	○
7 パ ル コ ニ ー 施 工 科	○
8 路 面 標 示 施 工 科	○

③ 短期課程のうち管理監督者コース

教科の科目	訓練時間
監督者訓練 1 科 (仕事の教え方)	10 時間
監督者訓練 2 科 (改善の仕方)	10
監督者訓練 3 科 (人の扱い方)	10
監督者訓練 4 科 (安全作業のやり方)	12
監督者訓練 5 科 (訓練計画の進め方)	40
監督者訓練 6 科 (問題解決の仕方)	40 座学 20 職場実習 20

④ 短期課程のうち別表第 4 に定めるもの

訓練科目	訓練期間
板金科	6 月
製材機械整備科	〃
建設機械整備科	〃
石材築造科	〃
とびこ	〃
ブロック建築科	〃
配管科	〃
さく井科	〃
建設設備科	〃
プレハブ建築科	〃
土木科	〃
ボイラー運転科	〃
クレーン運転科	〃
建設機械運転科	3 月
玉掛け科	2 月

⑤ 上記以外の短期課程

教科の科目	訓練時間
訓練の対象となる労働者の技能の程度に応じてその職業に必要な技能を修得させるために適切と認められるものであること。 ただし、経理事務（建設業経理事務士、建設業経理士に係る訓練は除く。）、営業販売的な要素を持った訓練は除く。	12 時間以上

2 高度職業訓練

① 専門課程

訓練科		訓練期間
訓練系	専攻科	
居住システム系	住居環境科	2 年
〃	建築科	〃
〃	建築物仕上料科	〃
〃	建築設備科	〃
〃	インテリア科	〃
土木システム工学科		2 年

3 指導員訓練

① 研修課程

教科	訓練時間
指導方法、専門学科 又は実技	12 時間以上

(注) 訓練時間は、標準を示すものであること。

人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）の支給申請書に添付する書類

申請書の名称	添 付 書 類
1 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成））支給申請書（建認様式第3号） ※電子申請の場合は、「支給申請書（経費助成）」	1 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成））の助成金支給申請内訳書（建認様式第3号別紙1） ※電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルにより指定する「対象労働者一覧」も併せて提出すること。 2 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成））の支給申請に係る経費区分内訳書（建認様式第3号別紙2） 3 認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付決定通知書の写し又は広域団体認定訓練助成金支給決定通知書の写し 4 認定訓練助成事業費（運営費）補助事業実績報告書の写し 5 助成対象となる訓練科ごとの経費内訳が分かる書類（任意様式） ・補助事業に係る精算確定に係る都道府県の通知書（建設関連の訓練に係る補助金の確定額と建設関連以外の訓練に係る補助金の確定額は判別できるもの） ・都道府県に提出した精算報告書に添付された補助対象経費の内訳等であって、建設関連の訓練に要した経費と建設関連以外の訓練に要した補助対象経費が判別できる書類など） 6 受講者名簿及び訓練の内容がわかるカリキュラム（認定職業訓練助成事業費補助金等の補助対象となった建設関連の訓練のもの） 7 その他管轄労働局長が必要と認める書類
2 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金助成））支給申請書（建認様式第4号） ※電子申請の場合は、「支給申請書（賃金助成）」	1 「人材開発支援助成金支給申請書」等の写し 2 その他管轄労働局長が必要と認める書類
3 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金向上助成・資格等手当助成））支給申請書（建認様式第4号） ※電子申請の場合は、「支給申請書（賃金向上助成・資格等手当助成）」	1 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）の支給決定通知書の写し 2 建認様式第4号別紙1（賃金向上助成・資格等手当助成 確認シート） 3 算定の根拠となる証拠書類 ・賃金増額改定前後3か月又は資格等手当支払前後3か月の賃金台帳等 ・賃金増額改定前後の雇用契約書（賃金要件の場合のみ） ・資格等手当について規定をした労働協約、就業規則又は労働契約等（資格等手当要件の場合のみ） 4 その他管轄労働局長が必要と認める書類